

開催日時 2008年3月11日(火) 13:30~17:10

場 所 京都市勧業館 みやこめっせ B1階 第1展示場 A面

参加者数 委員18名、河川管理者(指定席)22名、一般傍聴者(マスコミ含む)203名

**1. 決定事項**

・審議資料1「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)に対する意見(案)(080311版)」への意見がある委員および一般の方は、修正文案記入フォーマットを用いて、3/18(火)までに庶務に提出する。委員および一般の方からのご意見は、委員長、両副委員長、庶務で事務的な整理を行い、第75回委員会に提出する。第75回委員会では、提出された意見をもとに、今後の論点の抽出等を行う。

**2. 報告:** 庶務より第73回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた後、河川管理者より審議参考資料1「淀川水系河川整備計画原案についての補足資料」について説明がなされた。

**3. 審議の概要****1) 河川整備計画原案への意見書について**

委員より、審議資料1「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)に対する意見(案)(080311版)」について説明がなされた後、審議がなされた。主な内容は以下の通り(例示)。

- ・意見書案は、委員長および両副委員長で、琵琶湖・淀川の再生と住民の生命を考慮して作成した。これまでの委員会の審議について、委員から「河川管理者のぼかしやすらしの説明で議論がかみ合わない」「壁に向かって話しているようだ」といった意見も出された。河川管理者も頑張っただけでこれだと思いが、これからは、琵琶湖・淀川への熱い思いを語って欲しい。委員会も努力するので、ぜひ一緒に次世代に誇りを持って引き継げる河川整備計画を作っていきたい。意見書案は河川管理者へのエールだと思っている。意見書案はたたき台なので、皆様のご意見を頂き、変えるべきところは変えていきたい(委員長)。
- ・意見書案では、原案の再提示を求めているが、委員会は河川管理者から意見を求められている以上、意見や提言を示すべき。環境について原案は一步踏み出したと評価している。ダム毎に専門家から環境への影響を小さくする方策を議論するよう提案してはどうか。戦後最大洪水対応は国民の納得を得られる水準だ。「越水しても破堤しにくい堤防の確立」を河川管理者の努力義務にしてはどうか。また流域対策の具体化に向けて最優先で行動すべき。水需要管理については具体策に向けたスタートを切るべき。広い流域面積を持つ淀川水系ではダム群は有効。ダムの代替案の実現性はない。ダムは全川に渡って効果が発揮でき、用地も確保されているため、早期に効果を実現できる。ダムも堤防強化も必要だと思っている。
- ・意見書案は、河川管理者に方向転換を促すメッセージとしてはわかりやすいが、委員会の権限の中で意見を述べる上では修正する必要がある(例えば、「位置づけることは認められない」(P5)とまで言えるのかどうか)。原案で提案している「PDCA」は評価できるが、具体的手順等が明確でない。例えば、節水型社会や水需要管理をどう試行していくのか。整備計画で社会実験や事業のスキーム、河川管理者の役割が示されれば、委員会との接点が見えてくる。原案では、河川管理者が積極的な姿勢は感じられない。
- ・50年以内に間違いなく南海地震に見舞われる。レベル2を対象にした耐震性強化に踏み切るべき。地震と洪水を合わせた防災対策も必要。高齢化社会や地下空間の多様化によって、考えられない被害が発生する確率が高まっている。特効薬的な対策ではなく、単発では効果は大きくなくても、複数の相乗効果で安全性を担保するという視点が重要。「環境」が定量的に評価できなくとも、専門家の知見で「どこまでなら許容できるのか」というクリティカルな評価を行って頂きたい。大戸川ダムの「17cm水位低下効果」は誤差の範囲ではなく、効果がある。ピークカットの値は大きくないが、河口まで効果がある。ダムや遊水地、堤防強化を組み合わせ、全体の防災水準をどう実現していくのかというビジョンが必要だ。淀川水系全体の防災基準によってはダムの必要性が出てくるかもしれない。専門家による審議が必要だ。
- ・各専門分野から原案に判定を下すのが委員会の使命であり、委員会が納得できるまで原案の修正を求めるというのはいかがか。委員会は具体的な審議によって判定を下し、原案に意見を述べる必要がある。河川法改正以前から継続している事業がある。例えば、ダムについては、環境との調和に十分に配慮した上で、ダムの水没者への道義は最後まで尽くさなければならないと考えている。
- ・対象洪水までは被害を極力食い止めるというのが原案で、対象洪水を上回る洪水でも命を守るために破堤させないことが重要というのが委員長の考えだが、できれば並行してやっていくべき。耐越水堤防への強化対策を原案に追加して欲しい。ダムと堤防強化を比較する際は統一指標で比較すべき。環境への影響を少なくするために流水型ダムを前面に出して欲しい。利水を諦めるという判断も必要だ。
- ・意見書には、①基本方針に則った整備計画になっているかという視点 ②良い点は良いとし、修正すべき点はどうか修正すべきかという建設的な意見 ③合意できない点は各論併記が必要だ。以上の点から意見書案を再考して頂きたい。また、意見書案には「現状と整備後とで堤防決壊の危険性はほとんど変わらない」(P3)とあるが、これは限定された箇所であり、中上流部の治水安全度は格段に高まる。専門家の意見を付き合わせる必要がある。また「水需要の抑制」は「効果的な管理」に、「節水型社会」は「水に関して持続可能な社会」に変更すべきだ。
- ・意見書には「どうすべきか」という積極的な意見を書くべき。自然環境に対してどのような計画を立てるべきか、意見を出していききたい。第三次委員会では原案に対する質問と意見交換しかなされておらず、意見を述べるためには総合的な検討が必要。原案には「環境への配慮」がかなり行き届いているが、個々の事業が孤立しており、総合的な結びつきがない。治水・利水事業に対する環境からの判断を組み込んで欲しい。また「川らしい利用」を具体化する施策を治水、利水、環境と結びつけて示して欲しい。
- ・意見書案には大筋賛成だ。委員と河川管理者の議論がかみ合わなかったが、委員会と河川管理者でキャッチボールをすれば、共通点が出てくる。自然環境保全は治水や利水と対立するものではない。

- ・意見書案には委員会の議論が反映されている。ただし、否定的な記述が多すぎる。意見書案に書かれていないことは、概ね、委員間で了解されたことだと考えている。原案には積極的に評価できる点も多い。
- ・第三次委員会は、河川管理者から議論の時間を与えられていなかった。意見書案には議論されたことしか書けないため、現時点では、意見書案の内容は妥当だ。
- ・意見書案は「原案の全面否定」だと受け止められているが、問題点に絞られているだけであり、適切な内容だ。原案は基礎案からずれたところにあり、見直しを求めている意見書案を支持する。原案では水需要の精査確認や用途間転用等について、一步も二歩も後退している。伊賀市の新規利水は当事者の意志に任せられ、ダムは長寿命化対策の効果についても委員会で審議がなされるまで検討さえなされていなかった。原案は突っ込んだ検討によって作成されたものとは思えない。
- ・原案の問題点や疑問点が素直にまとめられている意見書案は妥当だ。原案の内容は、原案の「基本的な考え方」を踏まえたものではなく、ダムを前提とした内容になっている。審議が十分ではない現状では、委員会は疑問点や問題点を指摘して、河川管理者からより良い案を示してもらうのがよい。
- ・委員会の意見がうまくまとめられている意見書案には賛成だ。ただし、意見書案は「対象渇水規模を既往最大渇水としていることは過大である」としているが、対象とする渇水規模の上限は決めず、超異常渇水にも対応していくためにはダムではなく多様な水需要管理が重要といった議論が必要だ。また、地元で住民からの意見を聴くべきだ。
- ・意見書案は、これまでの議論がまとめられており、妥当。生態系保全のためにはハードを壊す必要性も出てくる。ハザードマップで危険な地域はもともと氾濫原だった場所なので、元の自然地形を活かして、生態系を還元していくといったことも考えられる。また、琵琶湖の水位操作試行では、住民が魚類産卵の監視をして河川管理者に報告するという手法がとられているが、これは順応的管理のよい実践例だ。
- ・意見書案は妥当だ。原案は環境に配慮する姿勢にとどまっているという意見書案の指摘に賛成だ。自然の保全と人間の干渉は、長期的に見れば、対立するものだと思うが、妥協は可能。環境に関する科学的なデータがないからといって何もつくりたくないという判断をしてはならない。どれだけ調べてもわからないこともあり、科学的なデータがなくても、合理的な判断や市民が納得できる判断は可能。水需要管理は必要だが、そこまでの権限を河川管理者に与えてよいのかといった議論も必要だ。河川管理者は水利権の割り振りに深く関与しないという選択もあってよいのではないか。ダムについては「人間の生存のためにどうしてもダムが必要」という強い説明がなかった。

#### ○今後の審議の進め方について

意見書案への意見提出要項と今後の審議の進め方、次回委員会の審議内容について意見交換がなされ、「1. 決定事項」の通りに決定した。

- ### 3. 一般傍聴者からの意見聴取
- 15名の一般傍聴者から「環境の還元・維持と治水安全度の向上は、堤防強化と流域対策を中心とした治水を行えば、両立する。また、個々の場所ではなく、流域全体で考えていく必要がある」「委員会と地元住民の意見交換会が必要。道路行政と同じような不正が河川行政でも行われているのではないか。河川管理者の説明が不足している」「原案にはダム建設の十分な根拠があるとは思えない。ダムは自然を破壊し、将来世代の権利を不当に奪う。環境への配慮が将来世代に行き届いたものかどうかを意識して議論して欲しい」「意見書案の「認められない」という記述は、問題点の指摘であり、問題点について議論すべき。意見書案は、合意形成をはかるための努力をしていこうという趣旨であり、賛成だ」「意見書案に「木津川自流水からの0.358m<sup>3</sup>/s全量あるいは一部分取水の可能性は大きい」と追加して欲しい。守田機械用水は慣行水利権の重複によって予備的な役割であり、久米川の頭首工が建設された平成7年以降、稼働した形跡がない。三重県は水利権を廃止し、伊賀市水道部や三重県企業庁の新規許可水利権を認めるべき」「意見書案に賛成。はっきりと書かないと河川管理者も原案の再提出をしにくい。原案には耐震対策が欠如している」「大戸川ダムと天ヶ瀬ダム再開の効果は、下流では17cmの水位低下かもしれないが、上流では数mの効果がある。遊水地については農業者の視点も必要。穴あきダムは自然環境に適している」「ダム中止という結論ありきの意見書案だ。丹生ダムは建設中のダムだという点を理解して頂きたい。ダムを中止した場合の責任の取り方にも触れる意見書を期待したい」「ダム建設には反対だったが、国の要請を受け、10年前に土地を手放した。いまだに本体工事がはじまらない。地元の多数はダムに賛成。地元の決断を無駄にしないで欲しい」「地元が川上ダム建設に反対していた時に、なぜ今のような議論がなかったのか。ダムの現地は荒れ果てている。苦しんでいる地元の気持ちをくんで一日も早い建設を希望する」「地元の方々は土地を手放し、すでに丹生ダムの工事は進んでいる。地元住民や自治体の意見が委員会に反映されていない。地元の住民はダムを必要としている」「国交省の説得に地元は涙をのんで移転したが、いまだに本体工事がはじまっていない。ダムを中止した場合に地元はどうなるのか」「意見書案は生ぬるい。委員には、第一次、第二次委員会の議論の延長にふさわしい意見書案を考えて欲しい」「意見書案に賛成。書かれていない部分について今後審議して欲しい。宇治地区（環境、活断層、榎島堤防等）について委員会で大きく取り上げられていない」「ダムの効果は河口まで続かない。直下では効果があるが、どんどん小さくなっていく。ダムは万能ではない。途中まで整備したから最後までやるということでは、太平洋戦争と同じだ。河川管理者には、地元のためにも良い治水を考え直して欲しい。専門家以外の方も一緒に議論を深めて欲しい」といった発言がなされた（例示）。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。詳細な議事内容については、議事録をご参照下さい。